

ポストン新報

米國滯留希望者の

聽聞會鶴湖で開始

桑港灣月や電に依ると
目下鶴湖センターでは
特別調査聽聞會を開き
隔離プログラムを完成
を急ぎつゝある旨を
月當局は發表して居る
この聽聞會は昨年同所
が隔離センターとして
指定された以前から同
所に居住し何うした理
由かそのまゝ現在まで
聽聞が行はれずに居残
つて居た者及び各セン
ターから入所した日本
帰國希望者の家族で不
本意下り家族に隨行し
て入所した者でその後
日本帰國を望まず意志
變更した者に就いて行
はれる事になつて居る

公民権恢復

請願書

中央參事會案に於る徴

WRQの方針と公活課

(寄書) 公活課 芳川積三

WRQは既定方針とし
て本年は日米人外部転
出に拍車をかけると同
時に四月一日を期し各
部門に亘つて人員大淘
汰を敢行するに決定特
に公共活動課に屬する
ものは現在の三分の二
に削減せらると思はれ
ます中にも一由關係の
娯樂方面は全般に亘つ
て所出される破目に立
ち至るのではないかと
憂慮して居ます然し人

賭博者十二名 執行猶豫

交通給者の公民権恢復
請願書は既に多數二番
の署名を得て大統領宛
送附された。參事會議
長高島市の發表に依る
と署名者の数は九百五
十名に達してゐると。
因に当所内の道給者數
は約千九百名であるが
其の中には日本行請願
者もあること、と實際
的に半數以上の該請
願書へ署名すること、
なる譯である。

藤井氏豫審

去月廿八日の賭博一審
檢擧の結果十二名が御
用となつて去る七日
その刑の吉度しが山本
アルマト裁判長より行
はれた。十二名中二名
は徴役四十五日、一名は
徴役十五日、他の九名は
廿日の戒刑をまつた。
但し以上は六月間の執
行猶豫となつてゐる。

喜多和風會

永九回例會

来る十二日(日)午後七時
より十七レクに於て開
催の例會番組は
「東北(羅生門)」「
鐘吟(八幡)」「紅葉狩」
「独吟(一筆の紋)」「小袖
曾我(富士太鼓)」「弱法師」
祝言(高砂)

杖球クラブ

組織へ入る

第一館所のゴルフ、サ
余名は去る一日夜部落
四レクに集り杖球クラ
ブを組織した。如く役員
を選擧した。終生會員費
は一帯で會費は月廿五
仙である。多數ゴルフ
の入会を歓迎すると。
會長井上 書記山田
會計吉村中林 ハンデ
ックス委員石丸西岡増田

人口漸減

ポストン市現在の人口
は一三六三〇を記録し
前月に比し約百八十名
の減少を来して居る。
その内譯は(三月廿九日現在)
第一館所 七二四〇
第二館所 二八二七
第三館所 三三四四
病院 一二三
尚過去一月間の死七六
名出生十三名となつてゐる。

の生活に楽しみをなして
は砂漠の一人旅に等し
く食物に味がない様な
もので堪へられませぬ
ですからさうなつた晚
は私共は皆さんと相互
に提携しヴァランテヤ
一を以つて吹寄せ式に行
計盛を立て居ます是非
共皆様の御力を願

ひ致しますと共にこれ
に就いて即名案があり
ましたら御遠慮なく教
示を願ひます
訂正 七日附記事レク
ホール委員中朝隈ジ
とあるは廿二部落長城
淺熊氏の誤りに付訂正



二世徴兵問題で マ長官が注意事項

日系市民の徴兵問題にて適正なる手續を踏
 固しマイヤー長官は二まねはならず、書類は
 所二十一付を以て全先づ本官に提出された
 米センター所長宛て左い。然しなから特に説
 明如きテロタイプを説明して置きたり是は徴
 兵の施行は独自別個の勿論不忠誠の決定的証
 明だ。

一対米忠誠を表明しなものであつて諸種の苦
 から、同時に徴兵され情があつても之は依
 る前に日系人の権利回復に徴兵制遂行が妨害
 復例へは西海岸へ後されるやうな争があつ
 帰し得るやう、行動のてはならぬ。万が一か
 自由を要求する諸種の嘆願書又は通告書類
 嘆願書や個人的見解が徴兵拒否の意志を現
 披露されてある。かゝる示す場合は下記三
 る場合に記憶されねば及び第四の項に示して
 ならぬ争は米國市民はあるが如き取扱ひを受
 如何なる種類の不平にけるものとす
 対しても之が是正の嘆願を爲し得る権利を保
 有してゐる。かゝる嘆願書を提出するに當つ
 願書を提出するに當つ

の考へから、適懸者青ない者があるかも知れ
 年にして國籍離脱申請ない。轉任所内に於て
 書を届ける者がある召集通知に服従しない
 かも知れぬ。かゝる申者は徴兵令違反であつ
 請が行はれても本人宛て罪罰が課せられる。
 の徴兵通知は違反もし之は所外通常米人社
 ないし差止められもしに於て懲罰されるのと
 ない。反対にかゝる請何等變らな。かゝる
 願には本人の忠誠調査事件は直ちに適当当局
 へ通達されたい。この日米市民の権利回復
 米センター所長宛て左い。然しなから特に説
 明如きテロタイプを説明して置きたり是は徴
 兵の施行は独自別個の勿論不忠誠の決定的証
 明だ。

兵の施行は独自別個の勿論不忠誠の決定的証
 明だ。申請そのものは内人の注意を喚起され
 違反者懲罰 違反者懲罰 違反者懲罰
 違反者懲罰 違反者懲罰 違反者懲罰
 違反者懲罰 違反者懲罰 違反者懲罰
 違反者懲罰 違反者懲罰 違反者懲罰
 違反者懲罰 違反者懲罰 違反者懲罰

△死去 新区長監督西
 田奥雄君の母堂は永ら
 く病療中の所樂石の効
 なく六日午前十時十分
 他界された。

△死 新区長監督西
 田奥雄君の母堂は永ら
 く病療中の所樂石の効
 なく六日午前十時十分
 他界された。

会葬御禮
 故前妻ハル儀葬送の際に
 態、中会葬被下水口、遺言の
 香花を賜ひ、事情深謝奉儀
 乍略儀故上を以て厚く御禮
 申上候
 三月六日 (三八八区)
 表主 安藤勝五郎
 長男 勝人
 次男 大政
 三男 俊治
 四男 俊子
 親戚代表 吉村隆一
 友人代表 森園義一